

ID: 8

担当部署: 財政課

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	柴田町役場庁舎管理規則 第10条		
例規番号	昭和48年規則第16号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (退去命令等)</p> <p>第10条 管理責任者又は補助者は、庁舎において次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、庁舎における秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は庁舎から退去することを命ずることができる。</p> <p>(1) この規則の規定に違反する行為をしている者</p> <p>(2) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を庁舎内に持ち込み、又は持ち込もうとする者</p> <p>(3) 立入りを禁止した場所に立ち入り、又は立ち入ろうとする者</p> <p>(4) 金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売りをする者</p> <p>(5) 職務に関係のない文書、図画等を頒布し、又は頒布しようとする者</p> <p>(6) 火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(7) その他庁舎における秩序の維持又は災害の防止のため好ましくない行為をし、又はしようとする者</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日